

本巣市森林整備計画  
変更計画

## 本巣市森林整備計画 変更計画

計画期間

自 令和 6 年 4 月 1 日  
至 令和 16 年 3 月 31 日

岐阜県本巣市

令和 8 年 3 月 日変更  
本巣市告示第 号

岐阜県本巣市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、本巣市森林整備計画を次のように変更します。本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。なお、変更計画の施行日は令和8年4月1日とします。

## 本巣市森林整備計画の一部変更

## 目次

### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	(略)	2

### II 森林の整備に関する事項

第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	(略)	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	(略)	3
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	(略)	5
3	(略)	5
4	(略)	5
5	(略)	5
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	6
1	(略)	6
2	(略)	6
3	(略)	6
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	6
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	6
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	7
3	(略)	7
第5	(略)	8
第6	(略)	8
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	9
1	(略)	9
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	9
3	(略)	9
4	(略)	9
第8	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	10
1	(略)	10
2	(略)	10

3	作業路網の整備に関する事項.....	10
4	(略) .....	11
第9	その他必要な事項.....	11
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	11
2	(略) .....	12
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	12
III	(略)	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域.....	13
2	(略) .....	14
3	(略) .....	14
4	(略) .....	14
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	14
2	(略) .....	14
3	(略) .....	14
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	15
5	(略) .....	15
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	15
7	(略) .....	16
VI	付属資料	
1	参考資料.....	20
2	別表.....	23

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

区分	面 積	備 考
総土地面積	3 7 , 4 6 5 h a	
森林面積	<del>3 2 , 3 7 1</del> h a <u>3 2 , 2 8 6</u>	森林率： 8 6 %
国有林面積	<del>4 , 8 1 3</del> h a <u>4 , 7 3 5</u>	
民有林面積	<del>2 7 , 5 5 8</del> h a <u>2 7 , 5 5 2</u>	
対象内民有林	<del>2 7 , 5 0 9</del> <u>2 7 , 5 0 5</u> h a	
うち人工林面積	<del>1 1 , 9 0 2</del> <u>1 1 , 8 8 7</u> h a	民有林の人工林率： 4 3 %
天然林面積	<del>1 4 , 9 8 1</del> <u>1 4 , 9 9 4</u> h a	
その他面積	<del>6 2 5</del> <del>6 2 6</del> h a	
対象外民有林	<u>4 6</u> <del>4 9</del> h a	

(資料：民有林は県林政課提供のR6年度森林簿データ、国有林・総土地面積は令和3年度林業統計書による)

(資料：総土地面積はR6年岐阜県統計書、他は県林政課提供（国有林はR7. 3. 31現在、他はR8. 3. 31現在）)

2004年2月1日に3町1村が合併して誕生した本巣市は、東西17km、南北43km、総面積374.65km<sup>2</sup>で岐阜県の南西部に位置し、北部は福井県と県境を、西部は揖斐郡に、南部は瑞穂市及び本巣郡北方町に東部は岐阜市、山県市及び関市と隣接しています。

市域の86%を占める北部の森林から根尾川が南北に流れ南部の肥沃な耕地から各種の農産物を豊富に生産し、自然環境に恵まれています。

近年は、担い手不足や林業従事者の高齢化、外材輸入や木材価格の低迷などによる経済環境の厳しさから林業生産の活力が低下しています。また、間伐が十分に行われず、森林の荒廃や鳥獣による被害も大きな問題となっています。

## 2 森林整備の基本方針

(1) (略)

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては「将来目標区分」に基づく森林配置への誘導を図りつつ、「森林機能区分」に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとします。

はじめに、森林機能区分ごとの森林整備及び保全の基本方針について、表 I -1-2-2に示します。

表 I -1-2-2 各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針

機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡・名勝にかかる整備計画等がある場合は、その計画の下で森林整備を行う。個別の計画等がない森林については、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進する。 また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を <b>推進促進</b> する。 将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 (略)

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

##### (1) 伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表 II-1-2-1に示すとおりです。

表 II-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知、令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知による一部改正）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとし、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植え替え等を促進します。

（2）（略）

3 (略)

## 第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

ただし、岐阜県里山林整備事業（バッファーゾーン整備タイプ）により整備したバッファーゾーンについては、「里山林整備事業の実施に関する協定」の期間中はこの対象から除外するものとします。

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haをこえる人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的な事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然・立地条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。</li><li>・成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。</li><li>・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。</li><li>・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。</li><li>・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。</li><li>・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。</li><li>・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いることとし、少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の使用に努めることとする。</li></ul>
人工造林の	・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。

対象樹種	区分	針葉樹	広葉樹	備考										
		スギ・ヒノキ カラマツ・イチ イ・マツ類	カエデ・ケヤキ・ ホオノキ・ウル シ・コナラ・ミズ ナラ											
最深積雪深による造林樹種の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (揖斐川地域森林計画_資料編第2章1 最深積雪深図 参照)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最深積雪深</th><th>樹種及び留意事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m未満の地域</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>1.0m以上の地域</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、立地条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>1.5mを超える地域</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヒノキの人工造林を避ける</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>2.5mを超える地域</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> <p>(関連参考；揖斐川地域森林計画_資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)</p>				最深積雪深	樹種及び留意事項	1.0m未満の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽</li> </ul>	1.0m以上の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、立地条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</li> </ul>	1.5mを超える地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒノキの人工造林を避ける</li> </ul>	2.5mを超える地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る</li> </ul>
最深積雪深	樹種及び留意事項													
1.0m未満の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽</li> </ul>													
1.0m以上の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、立地条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</li> </ul>													
1.5mを超える地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒノキの人工造林を避ける</li> </ul>													
2.5mを超える地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る</li> </ul>													
カシナガ等被害跡地の造林樹種	<ul style="list-style-type: none"> <li>枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。</li> </ul>													

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施します。  
間伐は、林冠が閉鎖し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するよう行うものとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

1 (略)

2 (略)

3 (略)

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) (略)
- (2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）

ア (略)

イ 施業の方法

アの①及び②に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- (ア) 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。
- (イ) それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。
- (ウ) 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- (ア) 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。
- (イ) それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。
- (ウ) 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する

裸地の縮小及び分散を図る。

(エ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を行う。

なお、長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限については表 II-4-1-2のとおりとし、それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表2により定めるものとします。

表 II-4-1-2 長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

地区	樹種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
旧本巣町、旧糸貫町	56	72	56	64	88	112	32
旧根尾村	64	80	64	56	96	112	32

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

特に効率的な施業が可能な森林の区域は、原則として第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表1により定めるものとします。

### (2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後においては、原則として植栽による更新を行います。

## 3 (略)

第 5 (略)

第 6 (略)

## 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 (略)

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同施業を実施するため、本巣市及び森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

なお、実施地区内の具体的な施業は、本巣市、森林組合等の森林施業プランナー及び岐阜県地域森林監理管理士や林業普及指導員が中心となり、検討会を開催して間伐や広葉樹の育成に配慮した施業を普及していくものとします。

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法や施業の共同実施の実効性を担保するため、県関係機関と協議の上、必要に応じて指導を行う。また、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施すべき森林施業にあつては、森林組合をはじめとする市内林業事業体との連携を緊密に行い、共同施業を実施するため、県関係機関の林業普及指導員にも協力を要請し、普及啓発活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

3 (略)

4 (略)

## 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

森林整備及び保全の目標の実現を図るため、一般車両の走行を想定する骨格的な「林道」、主として10t積みトラックや森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」について計画的な整備を促進します。また、林道等の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。

計画にあたっては、周辺環境に配慮し、希少な野生生物の保護や埋蔵文化財等の保全等に留意します。

1 (略)

2 (略)

### 3 作業路網の整備に関する事項

(1) (略)

(2) (略)

#### (3) 細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

①

略)

②

##### 工上の留意事項

- 施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。
- 森林作業道開設にあたっては、特に表II-8-3-2の事項に配慮します。

表II-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
線形	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く（1.5m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。

盛土	<p>「段切り」や「締固め」を適切に行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。</p>
小溪流の横断	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。</p>
路面水の処理	<p>路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。 排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。</p>
残土処理	<p>残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適切に処理する。また残土場は谷筋でなく、安定した地山の箇所とする。</p>

イ (略)

4 (略)

## 第9 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) (略)

## (2) 森林技術者の確保・養成・定着

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。

高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成とともに、造林・保育技術者の養成確保に努めるものとします。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住宅整備を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着化に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組みます。

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

### (1) 木材流通の合理化

当市の森林資源を背景とした特色あるスギ・ヒノキの主産地を形成するため、複数の木材市場を拠点として素材生産者、流通業者及び民有林・国有林が一体となって、地域材の計画的な素材生産を推進し、需要に即した木材製品を安定的に供給できるように、原木流通から木材製品の加工・流通まで一環した体制整備と合理化を図ることとします。

森林所有者への理解を深めるため、透明性の高い受託システムを推進し、小面積区分皆伐など多様な森林整備を計画的に進める団地の設置を推進するものとします。

山土場、ストックヤード等における仕分体制の整備、原木市場の系列化・統合等による流通ロットの拡大、仕分や倉庫機能の役割の強化、良質材は市売り、B材・C材は工場等への直納する形態の促進などの流通システムの構築及び普及を進めるものとします。

また、小規模な素材生産をとりまとめる需給調整組織の設置、協定の締結などによる製材工場等への直送による安定的供給体制の整備を促進するものとします。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

### III (略)

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

保健文化機能の高い森林につきその保健機能を高度に発揮させるため、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき森林資源の総合的利用を促進するものとし、その森林の保健機能の増進については、次によることとします。

### 1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能を高度に発揮させるためにも整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

当該森林の区域は表IV-1-1-1のとおりです。

表IV-1-1-1 保健機能森林の区域

区域名	森林の所在		森林の林種別面積				
	位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林
文殊の森	本巣市文殊 字西目刈 1-109外	旧本巣 <u>73-1-27-1~ -3</u> <u>75-1-19-1~ 19-6,</u> <u>21~ 23, 31~ 33-2,</u> <u>40 ~ 42, 44, 53 ~</u> <u>57-2</u> <u>76- 1-1-1 ~ 4, 16 ~</u> <u>23,</u> <u>19-1~ 34-9, 40, 42</u> <u>77-1-14</u> <u>75- 1-21-1 ~ 22</u> <u>24- 25-2, 27-2</u> <u>39-1-39-2</u> <u>46-1-46-2</u> <u>76- 1-1, 2-1 ~ 4-3,</u> <u>7-18</u>	<u>54.57</u> <u>57.21</u>	<u>10.84</u> <u>19.68</u>	<u>34.42</u> <u>37.23</u>	<u>0.31</u> <u>0.30</u>	—

うすずみ の森	本巣市根尾 板所字上段 1080外	旧根尾 49- イ -1, 2, <b>3-2</b> ~ <del>-4</del> 21~ <b>25</b>	5.4 5	1.01	4.44	—	—
------------	-------------------------	--	----------	------	------	---	---

2 (略)

3 (略)

4 (略)

## Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

~~（1）~~ 森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ・ IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ・ IIの第6の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第**7**の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・ IIIの~~第2の森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の~~森林の保護に関する事項  
なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) (略)

2 (略)

3 (略)

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用の推進を図るため、森林とのふれあいの場、市民の憩いの場として、また健康づくりに活用できるように整備、管理していきます。

森林の総合利用施設の整備計画については表V-1-4-1のとおりです。

表V-1-4-1 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号備考
	位置	規模	位置	規模	
文殊の森	法林寺	62ha 文殊の森ふれあい館、コテージ（2棟）、バーベキューテラス（7卓）、ローラー滑り台、展望台、駐車場、遊歩道、トイレ、案内板等	法林寺	62ha 文殊の森ふれあい館、コテージ（2棟）、バーベキュー・テラス（7卓）、ローラー滑り台、展望台、駐車場、遊歩道、トイレ、案内板等、木製遊具	1
船来山 (仮称)	船来山 郡府山	14ha	船来山 郡府山	14ha 東屋、遊歩道、案内板、作業路	2
うすずみの森	板所	5ha 東屋（1棟）、遊歩道、案内板 吊り橋（鋼製）、木橋		5ha 東屋（1棟）、遊歩道、案内板 吊り橋（鋼製）、木橋	3

## 5 (略)

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づく森林整備を進めるため、意向調査に着手する年度を定めた本巣市森林経営管理推進計画（令和6年3月策定）に基づき事業を進めます。意向調査により市による森林管理を希望する森林については境界・施業界を確認した後、経営管理権集積計画を作成して間伐を行います。なお、林業を取り巻く状況の変化や地域の要望、間伐等の進捗などに対応できるよう、着手する林班については本巣市森林整備推進会議で同意を得ることとします。

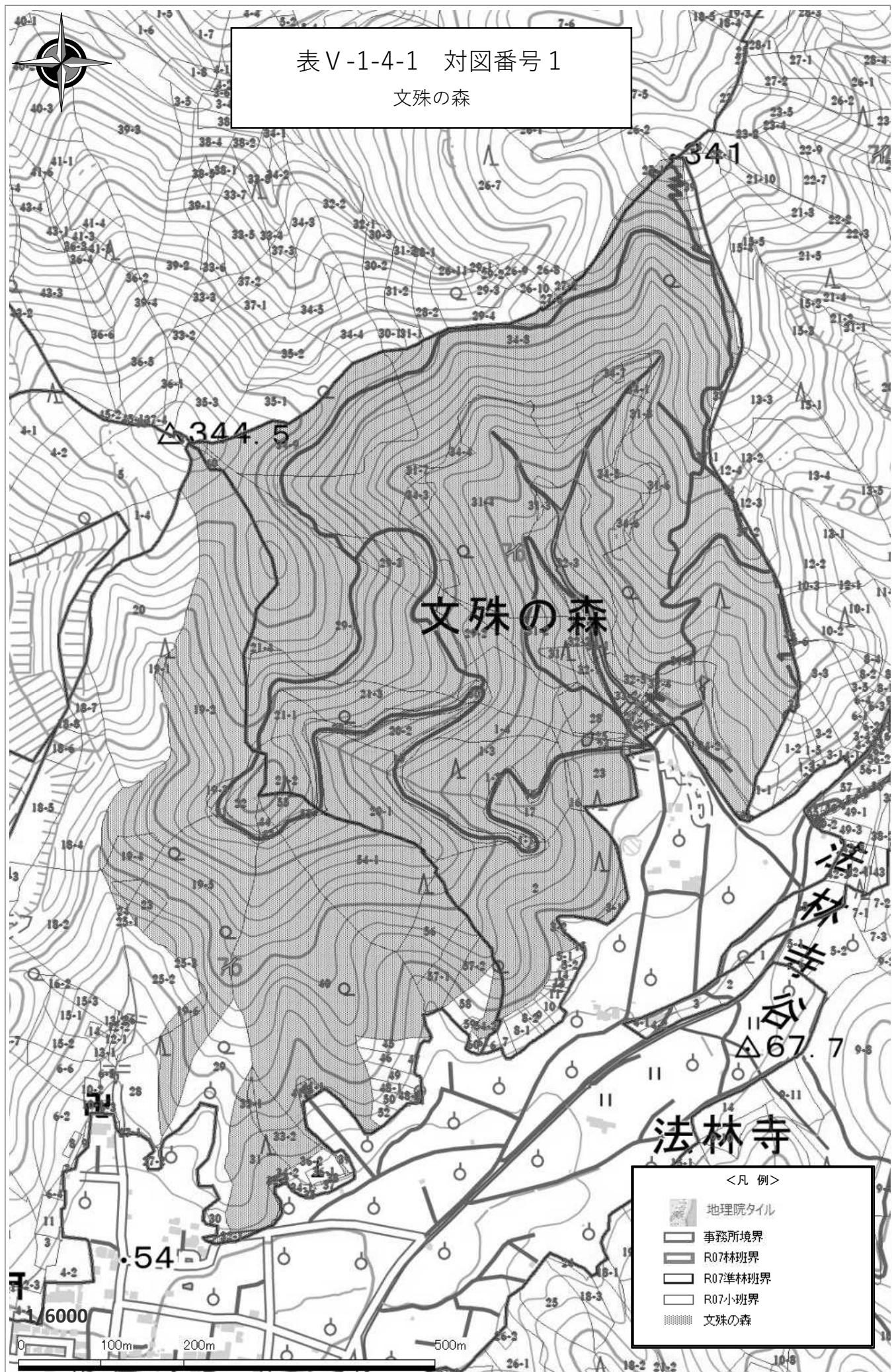
表V-6-1 計画期間内における本巣市森林經營管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
旧根尾村62林班	間伐	20ha	令和6年度
旧根尾村370・377・372林班	間伐	14ha	令和7年度
旧根尾村112・304・370林班	間伐	10ha	令和8年度

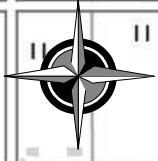
7 (略)

表V-1-4-1 対図番号1

文殊の森



表V-1-4-1 対図番号2  
船来山（仮称）



表V-1-4-1 対図番号3

うすずみの森



<凡例>

- |  |         |
|--|---------|
|  | 地理院タイル  |
|  | 事務所境界   |
|  | R07林班界  |
|  | R07準林班界 |
|  | R07小班界  |
|  | うすずみの森  |

## IV付属資料

### 1 参考資料

1

1～3 (略)

#### 4 森林資源の現況等

##### (1) 所有形態別森林面積

所有形態	総面積		計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha	人工林率 (B/A) %
	面積(A) ha	比率 %				
総 数	32,286	100.0%	31,316	12,369	18,947	38.31%
国 有 林	4,735	14.7%	4,396	466	3,930	9.84%
公 有 林	計	1,201	3.7%	1,178	533	645 44.38%
	県有林	154	0.5%	143	128	16 83.12%
	市有林	915	2.8%	903	283	620 30.93%
	財産区有林	132	0.4%	131	122	10 92.42%
私有林	26,350	81.6%	25,742	11,370	14,372	43.15%

(注) 無立木地、竹林等を除く

(R8.3.31現在 県林政課調べ)

##### (2) 在市者・不在市者別私有林面積

	年次	私有林合計	在市者面積	不在市者面積	備考
実数 ha	17年	28,928	18,671	10,257	
	22年	26,311	10,050	16,261	
	27年	26,307	9,133	17,174	
	7年	26,304	9,058	17,246	
構成比 %	17年	100	65%	35%	
	22年	100	38%	62%	
	27年	100	35%	65%	
	7年	100	34%	66%	

(注) 私有林面積は、国、県、市有林のほか財産区有林及び形態不明森林を除く

(R8.3.31現在 県林政課調べ)

##### (3) 民有林の齢級別面積

区分	齢級	総数 ha	1齢級 ha	2齢級 ha	3齢級 ha	4齢級 ha	5齢級 ha	6齢級 ha
民有林計		26,880.50	20.12	128.40	149.61	145.23	70.10	412.13
人工林		11,886.95	19.10	128.40	149.61	145.14	69.94	406.01
天然林		14,993.55	1.02			0.09	0.16	6.12
齢級の占める割合	100.00%		0.07%	0.48%	0.56%	0.54%	0.26%	1.53%

区分	齢級別 ha	7齢級 ha	8齢級 ha	9齢級 ha	10齢級 ha	11齢級以上 ha	
民有林計		750.12	1,131.93	948.02	1,537.30	21,587.54	
人工林		710.82	1,031.96	834.98	1,359.98	7,031.01	
天然林		39.30	99.97	113.04	177.32	14,556.53	

(R8.3.31現在 県林政課調べ)

##### (4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	10 ~ 20 ha	20 ~ 30 ha	30 ~ 50 ha	500ha以上	総 数
1ha 未満	2,451				249	50 ~ 100 ha 49
1 ~ 5 ha	1,299	10 ~ 20 ha	20 ~ 30 ha	30 ~ 50 ha	87	100 ~ 500 ha 32
5 ~ 10 ha	420				56	500ha以上 10
		不明			2	総 数 4,655

(R8.3.31現在 県林政課調べ)

##### (5) (略)

5～9 (略)

## 10 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況			経営管理実施権 設定の有無
		面積(m <sup>2</sup> )	樹種	林齡	
集R2第1号	本巣市外山2175番ほか1	20,450	スギ・ヒノキ	30~70	無
集R2第2号	本巣市木知原字長谷2242番2	24,679	スギ・ヒノキ	70	無
集R2第3号	本巣市木知原字カレ畑2284番14	7,351	ヒノキ	38	無
集R2第4号	本巣市木知原字長谷2251番6	53,139	スギ・ヒノキ	41~65	無
集R2第5号	本巣市木知原字長谷2243番1	29,360	ヒノキ	31	無
集R2第6号	本巣市外山2173番ほか17	160,673	スギ・ヒノキ	31~85	無
集R3第1号	本巣市根尾高尾61番地ほか5	51,721	スギ・ヒノキ	65~80	無
集R4第1号	本巣市根尾高尾92-55ほか1	4,338	スギ	63~64	無
集R4第2号	本巣市根尾高尾92-193	898	スギ	62	無
集R4第3号	本巣市根尾高尾91-10ほか1	961	スギ	51~59	無
集R4第4号	本巣市根尾高尾92-69ほか1	2,844	スギ	68	無
集R4第5号	本巣市根尾高尾91-17ほか5	5,150	スギ	61~77	無
集R4第6号	本巣市根尾高尾92-11	392	スギ	67	無
集R4第7号	本巣市根尾高尾92-106	2,388	スギ	50	無
集R4第8号	本巣市根尾高尾92-95	2,986	スギ	54	無
集R4第9号	本巣市根尾高尾92-83ほか2	5,428	スギ	64~67	無
集R4第10号	本巣市根尾高尾92-174	992	スギ	50	無
集R4第11号	本巣市根尾高尾92-210	1,038	スギ	55	無
集R4第14号	本巣市根尾奥谷923-1ほか3	7,148	スギ	49~61	無
集R4第15号	本巣市根尾奥谷924-6ほか1	9,014	ヒノキ	49	無
集R4第16号	本巣市根尾奥谷940-1	15,099	ヒノキ	61	無
集R4第18号	本巣市根尾奥谷946-3	10,861	ヒノキ	70	無
集R4第19号	本巣市根尾奥谷951	28,175	スギ	55	無
集R4第20号	本巣市根尾奥谷946-1	8,926	ヒノキ	73	無
集R4第21号	本巣市根尾奥谷940-2ほか1	14,111	スギ・ヒノキ	60~70	無
集R5第1号	本巣市根尾奥谷439-1ほか1	5,637	スギ・ヒノキ	43~61	無
集R5第2号	本巣市根尾奥谷414-2ほか1	2,025	スギ	61	無
集R5第3号	本巣市根尾奥谷98ほか1	1,558	スギ	59~61	無
集R5第4号	本巣市根尾奥谷99	9,559	スギ	61	無
集R5第5号	本巣市根尾奥谷413ほか1	3,306	スギ	61	無
集R5第6号	本巣市根尾奥谷59-1	7,030	スギ・ヒノキ	39~61	無
集R5第7号	本巣市根尾奥谷672-1ほか3	8,777	ヒノキ	68	無
集R5第8号	本巣市根尾奥谷373	2,115	スギ	53	無
集R5第9号	本巣市根尾奥谷387	9,246	スギ	49	無
集R5第10号	本巣市根尾奥谷720ほか1	18,388	スギ・ヒノキ	48~63	無
集R6第1号	本巣市根尾神所字保キ山48-18ほか1	8,795	スギ・ヒノキ	60~65	無
集R6第2号	本巣市根尾神所字連ヶ寺61ほか5	14,215	スギ・ヒノキ	60	無
集R6第3号	本巣市根尾神所字東村ほか1	11,614	スギ・ヒノキ	60	無
集R6第4号	本巣市根尾神所字折山539-4	4,367	ヒノキ	60	無
集R6第5号	本巣市根尾神所字保キ山48-16ほか1	6,252	スギ・ヒノキ	60	無
集R6第6号	本巣市根尾神所字東村125ほか4	15,810	スギ・ヒノキ	60	無

集R6第7号	本巣市根尾神所字連ヶ寺60ほか3	6,603	スギ・ヒノキ	60~65	無
集R6第8号	本巣市根尾神所字登り村3-1	24,215	ヒノキ	60	無
集R6第9号	本巣市根尾神所字東村128-3ほか2	2,572	スギ・ヒノキ	60	無
集R6第10号	本巣市根尾神所字城山488-6	1,205	スギ	60	無
集R6第11号	本巣市根尾神所字城山495	1,495	スギ	60	無
集R6第12号	本巣市根尾神所字城山507ほか1	5,379	スギ・ヒノキ	60~65	無
集R6第13号	本巣市根尾神所字連ヶ寺69-6	11,318	スギ・ヒノキ	60	無
集R6第14号	本巣市根尾神所字東村126ほか4	20,604	スギ・ヒノキ	60	無
集R6第15号	本巣市根尾神所字折山539-5	1,902	ヒノキ	60	無
集R6第16号	本巣市根尾神所字登り村4ほか10	34,914	スギ・ヒノキ	60~65	無
集R6第17号	本巣市根尾神所字登り村2	7,880	ヒノキ	60	無
集R7第1号	本巣市根尾奥谷字苦菜784-1	1,427	スギ	49	無
集R7第2号	本巣市根尾奥谷字花王寺740ほか2	16,426	ヒノキ	52~61	無
集R7第3号	本巣市根尾奥谷字苦菜800-2ほか1	11,098	スギ・ヒノキ	53~60	無
集R7第4号	本巣市根尾奥谷字花王寺731-1	6,099	スギ・ヒノキ	53	無
集R7第5号	本巣市根尾奥谷字尾並坂848ほか1	5,875	スギ・ヒノキ	41~57	無
集R7第6号	本巣市根尾奥谷字トッサス874-3	3,196	スギ	60	無
集R7第7号	本巣市根尾奥谷字苦菜802ほか2	1,092	スギ	60	無
集R7第8号	本巣市根尾奥谷字悪洞68ほか2	27,856	スギ・ヒノキ	32~56	無
集R7第10号	本巣市根尾奥谷字大平69-3	4,589	ヒノキ	49	無
集R7第11号	本巣市根尾奥谷字上洞836-1ほか1	1,252	スギ	51	無

(林齢は設定時)

## 別表

2

【別表1】公益的機能別施業森林等の区域

(集計表)

区分	面積(ha)
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵(かん)養機能維持増進森林)	<del>27,372.04</del> <u>27,351.48</u>
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林)	<del>248.49</del> <u>248.69</u>
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	0
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	<del>128.85</del> <u>129.69</u>
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)	<del>2,000.88</del> <u>2,904.40</u>
合計	<del>30,650.26</del> <u>30,634.26</u>

(林小班のリストは別表のとおり)

【別表2】公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法

(集計表)

施業の方法	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	<del>26,170.50</del> <u>26,143.59</u>
長伐期施業を推進すべき森林	<del>1,145.86</del> <u>1,147.18</u>
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） <del>0.07</del> <u>0.98</u>
	択伐による複層林施業を推進すべき森林 <del>55.31</del> <u>55.98</u>
合計	<del>27,372.64</del> <u>27,347.73</u>

(林小班のリストは別表のとおり)

【別表3】～【別表5】 (略)

【別表6】森林配置計画における将来目標区分の区域

(集計表)

区分	面積 (ha)
木材生産林	1,840.8 <del>1,470.0</del>
環境保全林	25,664.5 <del>26,020.4</del>
観光景観林	221.8 <del>222.2</del>
生活保全林	250.3 <del>244.9</del>

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧糸貫町	1		○			
旧本巣町	1		○		○	
旧本巣町	2		○			独自基準A
旧本巣町	3		○		○	
旧本巣町	4		○			独自基準A
旧本巣町	5		○			
旧本巣町	6		○			
旧本巣町	7		○			
旧本巣町	8		○			
旧本巣町	9		○			
旧本巣町	10		○			
旧本巣町	11		○			
旧本巣町	12		○			
旧本巣町	13		○			
旧本巣町	14		○			
旧本巣町	15		○			
旧本巣町	16		○			
旧本巣町	17		○			
旧本巣町	18		○		○	
旧本巣町	19		○			
旧本巣町	20		○			
旧本巣町	21		○			
旧本巣町	22		○			
旧本巣町	23	○	⊖			R8.4.1～
旧本巣町	24		○		○	
旧本巣町	25		○		○	
旧本巣町	26		○			独自基準A
旧本巣町	27		○			独自基準A
旧本巣町	28		○	○	○	独自基準A
旧本巣町	29		○			
旧本巣町	30		○			
旧本巣町	31		○		○	独自基準A
旧本巣町	32		○		○	独自基準A
旧本巣町	33		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧本巣町	34	○			○	R8.4.1～
旧本巣町	35		○			
旧本巣町	36		○			
旧本巣町	37		○			
旧本巣町	38		○			
旧本巣町	39		○			独自基準A
旧本巣町	40	準林班(イ)○	準林班(ロ)○		○	独自基準A
旧本巣町	41		○		○	独自基準A
旧本巣町	42		○			
旧本巣町	43		○			独自基準A
旧本巣町	44		○			独自基準A
旧本巣町	45	○				
旧本巣町	46	○				
旧本巣町	47		○			
旧本巣町	48		○			
旧本巣町	49		○			
旧本巣町	52		○			独自基準A
旧本巣町	53		○			
旧本巣町	54		○			
旧本巣町	55		○		○	
旧本巣町	56		○		○	
旧本巣町	57		○		○	
旧本巣町	58		○		○	
旧本巣町	59		○		○	
旧本巣町	60		○			
旧本巣町	61	○	○			R8.4.1～
旧本巣町	62		○			
旧本巣町	63	○				
旧本巣町	64	○				
旧本巣町	65	○			○	小班44,51の一部
旧本巣町	66		○		○	
旧本巣町	67		○			
旧本巣町	68		○		○	
旧本巣町	69		○			独自基準A
旧本巣町	70	○				
旧本巣町	71	○				
旧本巣町	72	○				
旧本巣町	73		○			独自基準A
旧本巣町	74		○			
旧本巣町	75		○		○	独自基準A
旧本巣町	76		○		○	
旧本巣町	77		○			
旧本巣町	78		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧本巣町	79		○			
旧本巣町	80		○			
旧本巣町	81		○		○	
旧本巣町	82		○		○	
旧本巣町	83		○		○	
旧本巣町	84		○		○	独自基準A
旧本巣町	85		○		○	
旧本巣町	86		○			
旧根尾村	1		○		○	
旧根尾村	2		○			
旧根尾村	3		○			
旧根尾村	4		○			
旧根尾村	5	○				
旧根尾村	6		○			
旧根尾村	7		○			
旧根尾村	8		○			
旧根尾村	9		○			
旧根尾村	10		○			
旧根尾村	11		○			
旧根尾村	12		○			
旧根尾村	13		○			
旧根尾村	14		○			
旧根尾村	15		○	○	○	
旧根尾村	16		○			
旧根尾村	17	○	○			R8.4.1～
旧根尾村	18		○	○	○	
旧根尾村	19		○			
旧根尾村	20		○			
旧根尾村	21		○			
旧根尾村	22		○			
旧根尾村	23		○			
旧根尾村	24		○			
旧根尾村	25		○			
旧根尾村	26		○			
旧根尾村	27		○			独自基準A
旧根尾村	28		○			
旧根尾村	29		○			
旧根尾村	30		○			
旧根尾村	31		○			
旧根尾村	32		○			
旧根尾村	33		○			
旧根尾村	34		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧根尾村	35		○			
旧根尾村	36		○			
旧根尾村	37		○			
旧根尾村	38		○			
旧根尾村	39		○			
旧根尾村	40		○			
旧根尾村	41		○			
旧根尾村	42		○			
旧根尾村	43		○			
旧根尾村	44		○			
旧根尾村	45		○			
旧根尾村	46		○	○	○	
旧根尾村	47		○		○	
旧根尾村	48		○			
旧根尾村	49		○			
旧根尾村	50		○		○	
旧根尾村	51		○		○	
旧根尾村	52		○			
旧根尾村	53		○			
旧根尾村	54		○			
旧根尾村	55		○			
旧根尾村	56		○			
旧根尾村	57		○		○	R7.4.1～
旧根尾村	58		○			
旧根尾村	59		○			
旧根尾村	60		○			
旧根尾村	61		○			
旧根尾村	62		○		○	独自基準A
旧根尾村	63		○		○	
旧根尾村	64		○			
旧根尾村	65		○		○	
旧根尾村	66		○			
旧根尾村	67		○			
旧根尾村	68		○			
旧根尾村	69		○			
旧根尾村	70		○			
旧根尾村	71		○			
旧根尾村	72		○			
旧根尾村	73		○			
旧根尾村	74		○			
旧根尾村	75		○			
旧根尾村	76		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧根尾村	77		○		○	
旧根尾村	78		○		○	
旧根尾村	79		○			
旧根尾村	80		○			
旧根尾村	81		○			
旧根尾村	82		○			
旧根尾村	83		○			
旧根尾村	84		○			
旧根尾村	85		○			
旧根尾村	86		○			
旧根尾村	87		○			
旧根尾村	88		○			
旧根尾村	89		○			
旧根尾村	90		○			
旧根尾村	91		○			
旧根尾村	92		○			
旧根尾村	93		○			
旧根尾村	94		○			
旧根尾村	95		○			
旧根尾村	96		○			独自基準A
旧根尾村	97		○			
旧根尾村	98		○			
旧根尾村	99		○			
旧根尾村	100		○			
旧根尾村	101		○			
旧根尾村	102		○			
旧根尾村	103		○			
旧根尾村	104		○			
旧根尾村	105		○			
旧根尾村	106		○			
旧根尾村	107		○			
旧根尾村	108		○			
旧根尾村	109		○			
旧根尾村	110		○			
旧根尾村	111		○			
旧根尾村	112		○			
旧根尾村	113	○				独自基準A
旧根尾村	114	○				独自基準A
旧根尾村	115		○			
旧根尾村	116		○			
旧根尾村	117		○			独自基準A
旧根尾村	118		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧根尾村	119		○			
旧根尾村	120		○			
旧根尾村	121	○				
旧根尾村	122		○			
旧根尾村	123		○			
旧根尾村	124		○			
旧根尾村	125		○			
旧根尾村	126		○			
旧根尾村	127		○			
旧根尾村	128		○			
旧根尾村	129		○			
旧根尾村	130		○			
旧根尾村	131		○			
旧根尾村	132		○			
旧根尾村	133		○			
旧根尾村	134		○			
旧根尾村	135		○			
旧根尾村	136		○			
旧根尾村	137		○			
旧根尾村	138		○			
旧根尾村	139		○			
旧根尾村	140		○			
旧根尾村	141		○			
旧根尾村	142		○		○	
旧根尾村	143		○			
旧根尾村	144		○			
旧根尾村	145		○			
旧根尾村	146	○				独自基準A
旧根尾村	147		○			
旧根尾村	148		○			
旧根尾村	149		○			
旧根尾村	150		○			
旧根尾村	151		○			
旧根尾村	152		○			
旧根尾村	153		○			
旧根尾村	154		○		○	
旧根尾村	155	○				
旧根尾村	156		○			
旧根尾村	157		○			
旧根尾村	158		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧根尾村	159		○			
旧根尾村	160		○			
旧根尾村	161		○			
旧根尾村	162		○			
旧根尾村	163		○			
旧根尾村	164		○			
旧根尾村	165		○			
旧根尾村	166		○			
旧根尾村	167		○			
旧根尾村	168		○			
旧根尾村	169		○			
旧根尾村	170		○			
旧根尾村	171		○			
旧根尾村	172		○			
旧根尾村	173		○			
旧根尾村	174		○			
旧根尾村	175		○			
旧根尾村	176		○			
旧根尾村	177		○			
旧根尾村	178		○			
旧根尾村	179		○			
旧根尾村	180		○			
旧根尾村	181		○			
旧根尾村	182		○			
旧根尾村	183		○			
旧根尾村	184		○			
旧根尾村	185		○			
旧根尾村	186		○			
旧根尾村	187		○			
旧根尾村	188		○			
旧根尾村	189		○			
旧根尾村	190		○			
旧根尾村	191		○			
旧根尾村	192		○			
旧根尾村	193	○				
旧根尾村	194		○			
旧根尾村	195		○			
旧根尾村	196		○			
旧根尾村	197		○			
旧根尾村	198		○			
旧根尾村	199		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧根尾村	208		○			
旧根尾村	209		○			
旧根尾村	210		○			
旧根尾村	211		○			
旧根尾村	212		○			
旧根尾村	219		○			独自基準A
旧根尾村	220		○			
旧根尾村	221		○			
旧根尾村	222		○			
旧根尾村	223		○			
旧根尾村	224		○			独自基準A
旧根尾村	225	○				独自基準A
旧根尾村	226	○				
旧根尾村	227		○			
旧根尾村	228		○			
旧根尾村	229		○			
旧根尾村	230		○			
旧根尾村	231		○			独自基準A
旧根尾村	232		○			
旧根尾村	233		○			
旧根尾村	234		○			
旧根尾村	235		○			
旧根尾村	236		○			
旧根尾村	237		○			
旧根尾村	238		○			
旧根尾村	239		○			
旧根尾村	240		○			
旧根尾村	241		○			
旧根尾村	242		○			
旧根尾村	243		○			
旧根尾村	244		○			
旧根尾村	245		○			
旧根尾村	246		○			
旧根尾村	247		○			
旧根尾村	248		○			
旧根尾村	249		○			
旧根尾村	250		○			
旧根尾村	251		○			独自基準A
旧根尾村	252		○			
旧根尾村	253		○			
旧根尾村	254		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧根尾村	255		○			
旧根尾村	256		○			
旧根尾村	257	○				R7.4.1～
旧根尾村	258	○				
旧根尾村	259		○			
旧根尾村	260		○			
旧根尾村	261		○			
旧根尾村	262		○			独自基準A
旧根尾村	263		○			
旧根尾村	264		○			
旧根尾村	265		○			
旧根尾村	266		○			
旧根尾村	267		○			
旧根尾村	268		○			
旧根尾村	269	○				
旧根尾村	270		○			独自基準A
旧根尾村	271		○			
旧根尾村	272		○			
旧根尾村	273		○			
旧根尾村	274		○			
旧根尾村	275		○			
旧根尾村	276		○			
旧根尾村	277		○			
旧根尾村	278		○			
旧根尾村	279		○			
旧根尾村	280		○			
旧根尾村	281		○			
旧根尾村	282		○			
旧根尾村	283		○			
旧根尾村	284		○			
旧根尾村	285		○			
旧根尾村	286		○			
旧根尾村	287		○			
旧根尾村	288		○			
旧根尾村	289		○			
旧根尾村	290		○			
旧根尾村	291		○			
旧根尾村	292		○			
旧根尾村	293		○			
旧根尾村	294		○			独自基準A
旧根尾村	295		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧根尾村	296		○			独自基準A
旧根尾村	297		○			
旧根尾村	298		○			
旧根尾村	299		○			
旧根尾村	300	○				
旧根尾村	301		○			
旧根尾村	302		○			
旧根尾村	303		○			
旧根尾村	304		○			
旧根尾村	305		○			
旧根尾村	306		○			
旧根尾村	307		○		○	
旧根尾村	308		○			
旧根尾村	309		○			
旧根尾村	310		○			独自基準A
旧根尾村	311		○			
旧根尾村	312		○			
旧根尾村	313		○			
旧根尾村	314		○			
旧根尾村	315		○			
旧根尾村	316		○			
旧根尾村	317		○			
旧根尾村	318		○			
旧根尾村	319		○			
旧根尾村	320		○			
旧根尾村	321		○			
旧根尾村	322		○			
旧根尾村	323	○				
旧根尾村	324		○			
旧根尾村	325		○			
旧根尾村	326		○			
旧根尾村	327		○			
旧根尾村	328	○				
旧根尾村	329		○			
旧根尾村	330		○			
旧根尾村	331		○			
旧根尾村	332		○			
旧根尾村	333		○			
旧根尾村	334		○			
旧根尾村	335		○			
旧根尾村	336		○			
旧根尾村	337		○		○	

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧根尾村	338	○				独自基準A
旧根尾村	339		○			
旧根尾村	340		○			
旧根尾村	341		○			
旧根尾村	342		○			
旧根尾村	343		○			
旧根尾村	344		○			
旧根尾村	345		○			
旧根尾村	346		○			
旧根尾村	347		○			
旧根尾村	348		○			
旧根尾村	349		○			
旧根尾村	350		○			
旧根尾村	351		○			
旧根尾村	352		○			
旧根尾村	353		○			
旧根尾村	354		○			
旧根尾村	355		○			独自基準A
旧根尾村	356		○			独自基準A
旧根尾村	357		○			
旧根尾村	358		○			
旧根尾村	359		○			
旧根尾村	360		○			
旧根尾村	361		○			
旧根尾村	362		○			
旧根尾村	363		○			
旧根尾村	364		○			
旧根尾村	365		○			独自基準A
旧根尾村	366		○			
旧根尾村	367		○			
旧根尾村	368		○			
旧根尾村	369		○			
旧根尾村	370	○				
旧根尾村	371		○			
旧根尾村	372		○			
旧根尾村	373		○			
旧根尾村	374		○			
旧根尾村	375		○			独自基準A
旧根尾村	376	○	⊖			R8.4.1～
旧根尾村	377	○	⊖			R8.4.1～
旧根尾村	378		○			
旧根尾村	379		○			

市町村	林班	森林の将来目標区分				備考
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
旧根尾村	380		○			
旧根尾村	381		○			
旧根尾村	382	○				

※備考欄の記載事項は以下のとおりである。

独自基準A：表Ⅱ-5-2-1による判定後、本巣市が独自に設けた基準により、区分が変更となった林班